

INFO

「蒲郡市福祉総合相談室」開設のご案内 ～蒲郡市における地域共生社会の実現～



蒲郡市及び蒲郡市社会福祉協議会は、重層的支援体制整備事業の実施に向けて昨年10月から蒲郡市役所1階に3名の職員を配置して「蒲郡市福祉総合相談室」を開設しました。福祉総合相談室では、市民のみなさまからの相談を受け止め、専門の機関をご紹介したり、連携して支援したり、時には直接出向いて支援したりするなどして、市民のみなさまのお困りごとと一緒に向きあい、その解決のお手伝いをします。ぜひ、お気軽にご相談ください。



1 包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)

年齢や性別、個人や家族、相談の内容に関わらずお話を受けとめ、一緒に考えた上で、支援方法を検討し実際の支援を行います。これまで、家計や失業に関すること、病気や障がいに関すること、家族の暴力や親権に関すること、刑務所から出所してからの就職のことなどさまざまなお話を伺い支援してきました。



福祉総合相談室における面接

2 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)

相談は福祉総合相談室の中だけで行うものではありません。相談室から出て、みなさんの地域や家庭、職場でお話を伺うこともあります。これまで、引きこもりの方がいらっしゃる家庭に伺ったり、就職活動をしている方と一緒にハローワークに同行したりしてきました。



家庭訪問

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を利用している方の声



Aさん40歳代女性

私は家族のことや家計のことで困っています。電話代が払えないので携帯電話の通話ができませんが、E-mailのやりとりはできます。福祉総合相談室の相談員さんがE-mailでやりとりしていただけるので、たいへん助かっています。また、ときどき自宅まで様子を見に来てくれるので安心できます。これからも支援して欲しいです。

3 多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)

一つの困りごとでも複数の専門の機関が関わらなければ解決できないことがあります。そのときに専門の機関が正確に情報を共有し、支援の方向性を統一しておかなければ困りごとの解決にはつながりません。そこで、専門の機関との情報共有は、対面や電話だけではなく、インターネットなどを駆使して正確に、タイムリーに行っています。また、福祉総合相談室がケース検討会議を主催し、他機関・多職種のみなさんからアドバイスをいただいたり、連携して支援するときの役割分担を行ったりして、複雑化・複合化する困りごとに向かっています。



ケース検討会議

4 参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)

「悩み」や「生きづらさ」から孤立している人に、本人の希望を踏まえて、役割を持って参加できる場所を探し、継続して利用していただけるように支援します。また、受け入れていただいた事業所にも継続して受け入れができるように支援します。

5 地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)

すでに活動されている地域のみなさんと顔のみえる関係づくりや多世代交流を通じて、支援の必要な人がつながり続けられるように支援します。先日は中央小学校で実施されている「中央ファーム」を訪れ、小学生と地域のみなさんの活動の場面(芋掘りと焼き芋作り)を見学しました。



中央ファーム

※撮影時のみマスクを外している場合があります

地域共生社会とは

国(厚生労働省)は、超高齢・少子社会を見据えて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、市民が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくこと=地域共生社会の実現=を目指しています。

蒲郡市福祉総合相談室 開設日時 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(祝日は休み)
 所在地 蒲郡市旭町17番1号 蒲郡市役所本館1階
 TEL/0533-66-1228 携帯/090-9129-0929(休日・夜間) FAX/0533-66-3130(福祉課・長寿課共用)

※生命の危険など緊急性が高い場合は警察(110番)または救急(119番)へ通報してください。